

仙台キリスト教育児院役員及び委員の報酬及び費用弁償等に関する規程（案）

第 1 条 この規程は、役員及び委員に対する報酬及び費用弁償等の額、並びにその支給について定めることを目的とする。

（役員の変義）

第 2 条 前条に規定する役員及び委員は、次のとおりとする。

- 1 評議員
- 2 理事
- 3 監事
- 4 定款第 6 条に定める委員のほか、法人が設置する委員会の委員

（報酬及び費用弁償の額）

第 3 条 評議員、理事が会議に出席したときは、報酬として 20,000 円を支給する。

2 監事が監事監査及び会議に出席したときは、報酬として 20,000 円を支給する。

3 前条 4 項に規定する委員会の委員には、会議に出席した都度、費用弁償として 3,000 円を支給する。

（適用除外）

第 4 条 第 2 条に規定する理事及び委員のうち、社会福祉法人仙台キリスト教育児院の職員の場合は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。